標準物質

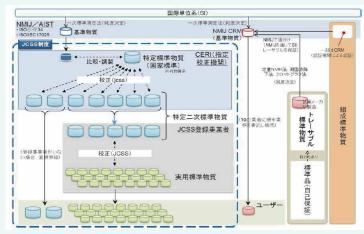
標準物質(RM,reference material)とは、「一つ以上の規定特性について、十分均質、かつ、安定であり、測定プロセスの使用目的に適するように作製された物質」をいう。認証標準物質(CRM,certified reference material)は、「一つ以上の規定特性について、計量学的に妥当な手順によって値づけされ、規定特性の値およびその不確かさ、ならびに計量学的トレーサビリティを記載した認証書の添付されている標準物質」と定義されている。このような標準物質を用いる目的や用途としては、次のような4つが想定される。

1)測定装置の校正, 2)物質や材料への値付け, 3)分析・測定方法の評価, 4)測定機関や測定者の技能の確認

1),2)の用途では、おもに純物質系の標準物質が利用され、3),4)の目的には組成標準物質を用いることが多い。なお標準物質に関連した用語を定義するものとしてISO ガイド 30「標準物質に関連して用いられる用語及び定義」(JIS Q 0030:1997)がある。

トレーサビリティとJCSS

トレーサビリティとは、「不確かさがすべて表記された、切れ目のない比較の連鎖を通じて、通常は国家標準又は国際標準である決められた標準に関連づけられ得る測定結果又は標準の値の性質」と定義されている。JCSS(Japan Calibration Service System)は、我が国における代表的なトレーサビリティ体系のひとつであり、平成5年11月に施行された改正計量法により創設された制度である。



参考図 我が国における標準物質の整備・供給の現状

計量標準に関する新たな整備計画及び利用促進方策(平成25年4月)より



新しいJCSS標準液

臭素酸イオン標準液

塩素酸イオン標準液

揮発性有機化合物25種混合標準液

※無断転載および複製を禁じます。



〒103-0022 東京都中央区日本橋室町2丁目2番1号 室町東三井ビルディング

電話(03)6214-1090 FAX(03)3241-1047 HP http://www.kanto.co.jp/times/

E-mail: chemiti-info@gms.kanto.co.jp 編集責任者: 猪瀬真人